

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年 9月26日

【会社名】 笹徳印刷株式会社

【英訳名】 Sasatoku Printing Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉山 昌樹

【本店の所在の場所】 愛知県豊明市栄町大脇 7 番地

【電話番号】 0562-97-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理統括・管理本部長 天野 利通

【最寄りの連絡場所】 愛知県豊明市栄町大脇 7 番地

【電話番号】 0562-97-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 管理統括・管理本部長 天野 利通

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

2024年9月25日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年9月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、杉山卓繁、杉山昌樹、加藤功、今尾義忠、天野利通、友添雅直、山田雄一郎の各氏を選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、箭原良彦、柴田和範、村瀬桃子の各氏を選任する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給する。

第4号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

引き続き在任する取締役（社外取締役を除く。）の杉山卓繁氏、杉山昌樹氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で取締役に対する退職慰労金を打切り支給する。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の岩元隆久氏、伊藤幸氏、丹羽尊士氏及び監査等委員である取締役の朝比奈史朗氏に対し、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) (%) |
|--------|------------|------------|------------|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | | | | | |
| 杉山 卓繁 | 42,488 | 451 | 0 | (注) 1 | 可決 93.79 |
| 杉山 昌樹 | 42,543 | 396 | 0 | | 可決 93.91 |
| 加藤 功 | 42,542 | 397 | 0 | | 可決 93.91 |
| 今尾 義忠 | 42,541 | 398 | 0 | | 可決 93.91 |
| 天野 利通 | 42,436 | 503 | 0 | | 可決 93.67 |
| 友添 雅直 | 42,373 | 566 | 0 | | 可決 93.54 |
| 山田 雄一郎 | 42,434 | 505 | 0 | | 可決 93.67 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 箭原 良彦 | 42,547 | 392 | 0 | (注) 1 | 可決 93.92 |
| 柴田 和範 | 42,499 | 440 | 0 | | 可決 93.81 |
| 村瀬 桃子 | 42,438 | 501 | 0 | | 可決 93.68 |
| 第3号議案 | 42,473 | 466 | 0 | (注) 2 | 可決 93.76 |
| 第4号議案 | 42,483 | 456 | 0 | (注) 2 | 可決 93.78 |
| 第5号議案 | 42,290 | 649 | 0 | (注) 2 | 可決 93.35 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上